

平成29年3月28日
総務部契約検査課

公共工事に係る前金払の特例の廃止及び前金払設定要件の緩和について

1 前金払の特例の廃止について

牛久市では、東日本大震災に際し、災害復旧工事の迅速かつ円滑な施工を目的として、前金払の割合を特例として引き上げていましたが、以下の通り平成29年3月31日までに契約する工事まで適用したうえで、当該特例措置を終了することにしました。

対象工事等	請負金額に対する前金払の割合	
	現行 (平成29年3月31日契約まで適用)	終了後 (平成29年4月1日契約から適用)
設計金額が500万円以上の建設工事	5割以内	4割以内
設計金額が500万円以上のコンサルタント業務	4割以内	3割以内

2 前金払の設定要件の緩和について

牛久市においては、前金払を設定する要件の一つとして工期が61日以上であることを定めていましたが、前金払を活用しやすくすることで、請負業者の資金繰りをより円滑に進めることを目的として、この工期要件について、平成29年3月31日をもって撤廃する要件緩和を行うことにしました。

	現行 (平成29年3月31日契約まで適用)	改正後 (平成29年4月1日契約から適用)
前金払を設定するために必要な工期	61日以上	【工期要件なし】